平成２３年（フ）第５１３９号
東京都品川区西大井５丁目15―22
破産者　石田　俊彦
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１４６号
埼玉県蓮田市大字蓮田58番地
破産者　アイ・ストア株式会社
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１４７号
埼玉県蓮田市大字蓮田133番地、開始決定時の住所埼玉県蓮田市大字蓮田58
破産者　樋口　幸雄
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１６５号
東京都葛飾区青戸１丁目９番10号
破産者　綜合安全警備保障株式会社
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１６６号
東京都足立区竹の塚３丁目５―18―102
破産者　鈴木　正行
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１７３号
東京都北区上十条１丁目４番23―303号
破産者　有限会社Ｈ＆Ｄテック
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２３４号
埼玉県さいたま市南区辻６丁目10番20号
破産者　株式会社ティー・エム
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２９６号
東京都江戸川区西小岩１丁目４番７号
破産者　有限会社ワイオーエス
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２９７号
東京都足立区西新井本町４丁目14―Ｃ７―206
破産者　錦織　裕次
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２９８号
東京都足立区西新井本町４丁目14―Ｃ７―206
破産者　錦織　徳枝
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３８２号
東京都練馬区大泉町６丁目16番13号
破産者　有限会社アートプラン
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３８３号
東京都練馬区大泉町６丁目16―13
破産者　押谷　隆司
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３９９号
東京都杉並区大宮１丁目２番９―206号
破産者　有限会社中村工業
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４００号
東京都江戸川区中葛西２丁目25―10　サンハイツ吉野１―103
破産者　中村　好一
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４０９号
埼玉県川口市大字芝5197番地
破産者　株式会社リドン
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３１５号
東京都杉並区南荻窪４丁目９―１―105
破産者　佐藤　秀夫
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３１６号
東京都杉並区南荻窪４丁目９―１―105
破産者　竹之内てる（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４８６号
埼玉県川口市芝新町12―11―202、住民票上の住所東京都北区中十条３丁目24―９
破産者　大河原　均
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５５２号
埼玉県川口市西川口３丁目28―２―202
破産者　横峯　広昭
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５５４号
東京都葛飾区東金町６丁目６―２―404
破産者　辻　里佳子（旧姓廣瀬）
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５５７号
東京都豊島区長崎６丁目８―９―102、開始決定時の住所東京都目黒区上目黒４丁目14―８―101
破産者　中濵　　涼
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６５３号
東京都大田区西糀谷３丁目44―３―302
破産者　北嶋　弘美
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部